資料４

第１回検討会議における委員・アドバイザーの発言の素案への反映状況

発言者	発言内容	反映箇所	反映内容
石井委員	令和５年の大雨災害の時は、秋田市から委託を受けて「地域支え合いセンター」を設置し、援助が必要な世帯の見守りを継続し、伴走型で支援する事業を展開した。行政の給付事業に進んで行けない方々に何回も訪問し、信頼関係を築いて手続に進んだという実績がある。	Ⅱ３（５）イ	被災者に対し、健康又は生活に関する相談、県、市町村等が行う事業の活用に関する助言その他生活の再建を図るために必要な援助をきめ細かく行うこと。
		Ⅴ３エ	ボランティアその他と連携し、被災者の生活再建を支援すること。
		Ⅵ３エ	被災者の生活再建を支援し、及び支援を行う市町村、ボランティアその他の者を支援すること。
石井委員	災害支援に入った世帯で災害以外の課題（引きこもりなど）も把握でき、次のフェーズにつなげることもできることから、長い復旧フェーズを見てもらいたい。	Ⅱ３（５）ア	継続して災害福祉業務を行うこと。
		Ⅱ３（６）	社会福祉協議会及び災害中間支援組織は、継続して被災者援護協力業務の支援又は調整を行うよう努めなければならないこととする。
石塚委員	「正確・迅速な情報収集手段の確認」は良いと思った。北海道胆振東部地震の際にデマが広がった経緯もあり、このような状況はこれから更に広がっていくと思う。	Ⅰ１エ	避難に関する情報（災害の予報及び警報並びに市町村による避難の指示その他避難に必要な情報をいう。以下同じ。）を正確かつ迅速に得る手段を確認すること。
		Ⅱ１ウ	避難に関する情報を正確かつ迅速に得て、従業員及び施設の利用者へ伝達する手段を確認すること。
		Ⅳ１イ	避難に関する情報を正確かつ迅速に得て、住民へ伝達する手段を確認すること。
石塚委員	どのように正確な情報を受け取るかという点にプラスして、それを行動に移してもらえるような内容が条例に含まれると良いと思う。	Ⅰ２ア	正確な避難に関する情報に基づき自らの生命及び身体を守るために必要と判断したときは、直ちに適切な避難（屋外への移動が危険な状況にあっては、屋内においてできるだけ安全な場所へ移動し、又はとどまることを含む。以下同

			じ。）を行うこと。
		Ⅲ２ア	正確な避難に関する情報に基づき児童生徒等の生命及び身体を守るために必要と判断したときは、直ちに適切な避難の誘導を行うこと。
石塚委員	人口減少や高齢化社会の中では、共助の部分が難しい。秋田をはじめ小さい町を取材すると、自主防災組織が立ち上がっても維持することが難しいという話をよく聞く。	総則３イ	人口の減少、高齢化の進展その他の社会情勢の変化を踏まえ、地域のコミュニティの維持に係る取組と一体的に推進するとともに、積極的に情報通信技術を活用すること。
		Ⅳ１カ	ア～オに掲げる行動が継続的に行われるよう、地域のコミュニティ機能の維持及び強化を図ること。
及川委員	学校等の訓練について、学校の中でも管理者、教員、保護者、養護教諭、栄養管理など様々な役割があり、対象者別の防災教育が必要である。	Ⅲ１ウ	災害の発生時期、校舎等の孤立の状況等の想定に応じ、地域の住民及び事業者並びに児童生徒等の保護者と連携し、児童生徒等に対し発達段階及び地域の特性に応じた防災訓練を実施するとともに、教職員に対しそれぞれの役割に応じた防災訓練を実施すること。
及川委員	災害専門のボランティアの育成とスキルアップ支援をやってもらいたい。	Ⅱ１(５)イ	被災者援護協力業務を行うボランティア、特定非営利活動法人等を確保し、並びに被災者援護協力業務に係る専門性の高い知見及び技術を普及すること。
及川委員	ＤＸやＡＩといったものを入れて欲しい。アナログなものでしか解決できないものもあるが、テクノロジーを活用することで人口減、高齢化率が高い所での災害対応がうまくいくこともあると思う。	総則３イ	人口の減少、高齢化の進展その他の社会情勢の変化を踏まえ、地域のコミュニティの維持に係る取組と一体的に推進するとともに、積極的に情報通信技術を活用すること。
斉藤委員	避難所開設の環境整備をもっと県がバックアップして欲しい。 「災害に備える段階」の中に避難所開設を前提とした文面を入れて欲しい。	Ⅴ１カ	備蓄品の備蓄、避難所に仮設する便所、調理場、寝具等の確保その他住民の避難及び避難生活に必要な環境（以下「避難環境」という。）を整備すること。この場合において、要配慮者である住民が円滑に避難し、及び避難生活を営むことができるよう配慮すること。
		Ⅵ１オ	避難環境を整備し、及び整備を行う市町村を支援すること。この場合において、要配慮者である県民が円滑に避難し、及び避難生活を営むことができるよう配慮すること。

斉藤委員	防災教育・防災訓練について、発達段階もそうだが、地域に即したという部分をもっとフォーカスして欲しい。	Ⅲ１イ	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に児童生徒等が適切な行動をとれるよう、発達段階及び地域の特性に応じた防災教育を実施すること。
		Ⅲ１ウ	災害の発生時期、校舎等の孤立の状況等の想定に応じ、地域の住民及び事業者並びに児童生徒等の保護者と連携し、児童生徒等に対し発達段階及び地域の特性に応じた防災訓練を実施するとともに、教職員に対しそれぞれの役割に応じた防災訓練を実施すること。
斉藤委員	災害関連死の防止や心身のケアについては、市町村がやるだけではなく、福祉や専門的な機関に迅速につなぐ体制を明らかにして欲しい。	Ⅱ３(５)イ	被災者に対し、健康又は生活に関する相談、県、市町村等が行う事業の活用に関する助言その他生活の再建を図るために必要な援助をきめ細かく行うこと。
		Ｖ３ウ	事業者その他の者と連携し、被災者の心身の健康の確保を推進すること。
須田委員	去年の法改正によって場所から人へという考え方の大転換があった影響は非常に大きいものがあると思っている。	総則３オ	被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、適切に被災者を援護すること。
須田委員	避難所の運営だけでなく、在宅、車中泊の人たちをどう把握していくかといった新たな課題が市町村、県には課せられることになる。	Ⅰ３(２)ア	相互に協力して避難生活（被災者が避難所以外の場所において生活することを含む。以下同じ。）を営むこと。
須田委員	積極的にＤＭＡＴやＤＷＡＴ、ＤＨＥＡＴのようなものを条例の中に位置づけていく試みはあっても良いかと思う。	Ⅱ１(３) Ⅱ２(３) Ⅱ３(４)	*災害医療業務に関し規定することとする。*
		Ⅱ１(４) Ⅱ２(４) Ⅱ３(５)ア	*災害福祉業務に関し規定することとする。*
須田委員	心身への影響だけではなく生活の再建というできるだけ長いスパンで捉え、長期にわたりケースマネジメントをどのように行うかの考え方を示してもらいたい。	Ⅱ３(５)イ	被災者に対し、健康又は生活に関する相談、県、市町村等が行う事業の活用に関する助言その他生活の再建を図るために必要な援助をきめ細かく行うこと。
須田委員	受援体制は、市町村ではまだ十分に整っていないところが多いか	Ｖ１ク	*市町村及び県の受援体制の整備に関し規定することとす*

	と思う。防災の仕組みとは別に災害福祉支援の中の一端として扱っていくべきこととして、併せて検討いただきたい。	Ⅵ１キ	*る。*
		Ⅴ２エ Ⅵ２ウ	*市町村及び県の他の地方公共団体への応援要請に関し規定することとする。*
		Ⅴ３ア Ⅵ３ア	*市町村及び県の被災者の支援に係る人員又は物資の適切な配分及び活用に関し規定することとする。*
徳重委員	建設事業者は、復旧の時に非常に重要なキーマンになる。	Ⅱ１（２）ア	災害の発生に備え、災害時における<u>がれきの撤去又は運搬、道路の啓開</u>その他住民の避難並びに救出及び救助に必要な活動について理解を深めること。
		Ⅱ１（２）イ	日常的に、自らが営む事業に係る<u>資材及び機材を確保</u>し、並びにそれらを点検すること。
		Ⅱ２（２）	建設工事又は物資の輸送及びこれらに関連する事業に従事する者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、地域の要請に応じ、<u>がれき等の撤去又は運搬、道路の啓開</u>その他住民の避難並びに救出及び救助に必要な活動に協力するよう努めなければならないこととする。
		Ⅱ３（２）	建設工事及びこれに関連する事業に従事する者は、被災した<u>河川、水路、道路その他の公共の用に供する施設の復旧</u>に協力するよう努めなければならないこととする。
徳重委員	災害時に機能する緊急輸送道路、橋、トンネル等については、公助としての自治体による整備だけでなく、市民も自分のインフラであるという意識を持って町内会での清掃を行うなどすれば、長寿命化にもつながり、災害に強いものとなる。	Ⅰ１ク	水路、道路その他の公共の用に供する施設が防災に資することに鑑み、これらの<u>清掃その他の措置</u>を講ずること。
		Ⅱ１（１）ク	水路、道路その他の公共の用に供する施設が防災に資することに鑑み、これらの<u>清掃その他の措置</u>を講ずること。
		Ⅳ１オ	水路、道路その他の公共の用に供する施設が防災に資することに鑑み、地域の住民又は事業者と協力してこれらの<u>清掃その他の措置</u>を講ずること。
細井委員	学校での訓練について、夏と冬の環境では全然違うことから、年	Ⅲ１ウ	<u>災害の発生時期</u>、校舎等の孤立の状況等の想定に応じ、地

	２回訓練を行うことが大事であり、重機を持っている民間企業も入れて訓練を行った。		域の住民及び事業者並びに児童生徒等の保護者と連携し、児童生徒等に対し発達段階及び地域の特性に応じた防災訓練を実施するとともに、教職員に対しそれぞれの役割に応じた防災訓練を実施すること。
細井委員	実際に訓練をやってみると、地域の方々だけにお願いできず、先生方がある程度知っておく必要がある。学校側では、半分は避難所運営に関わり、半分は生徒の安否確認という役割で行っている。	Ⅲ１ウ	災害の発生時期、校舎等の孤立の状況等の想定に応じ、地域の住民及び事業者並びに児童生徒等の保護者と連携し、児童生徒等に対し発達段階及び地域の特性に応じた防災訓練を実施するとともに、教職員に対しそれぞれの役割に応じた防災訓練を実施すること。
細井委員	地域の人の顔が見えると意思決定が早く、そういう意味で学校でも地域との連携は重要になると思う。	Ⅲ１ウ	災害の発生時期、校舎等の孤立の状況等の想定に応じ、地域の住民及び事業者並びに児童生徒等の保護者と連携し、児童生徒等に対し発達段階及び地域の特性に応じた防災訓練を実施するとともに、教職員に対しそれぞれの役割に応じた防災訓練を実施すること。
水田委員	秋田県は積雪寒冷地であることから、ぜひその視点を持って取り組んでもらいたい。能登半島地震の知見、経験を生かすことや、冬期における建設事業者の24時間の除雪体制を活用すること、寒い中の避難所対応などを検討に加えてもらいたい。	総則３ア	県土の多くが山地により形成された地勢、積雪が甚だしく寒冷な気候その他本県の自然的特性に鑑み、災害の発生を常に想定し、その防除を図ること。
水田委員	秋田県内では、小学校等で保護者が送り迎えをしており、学校と結びつきが強くなっている。結果として災害時にこのような結びつきが減災に向かうこともあると思う。	Ⅲ１ア	児童生徒等の保護者と連携し、児童生徒等の避難場所及び避難経路並びに児童生徒等の安否確認の方法をあらかじめ確認すること。
山平委員	（骨子案全体について）医療だけでなく福祉の部分からも非常に弱いと感じている。医療、福祉という文言は、平時や復旧復興段階まで広げてもらいたい。	Ⅱ１（３） Ⅱ２（３） Ⅱ３（４）	*医療及び医療に関連する事業に従事する者について、全ての事業者に係る規定と別に項を分けて規定を設けることとする。*
		Ⅱ１（４） Ⅱ２（４） Ⅱ３（５）ア Ⅱ３（５）イ	*福祉事業及び福祉事業に関連する事業に従事する者について、全ての事業者に係る規定と別に項を分けて規定を設けることとする。*
山平委員	受援については、かなり弱いと思っている。被災地には多くの支援の方々が入るため、受ける側が統制を取って効率よく体制を整	Ⅴ１ク Ⅵ１キ	*市町村及び県の受援体制の整備に関し規定することとする。*

	えないと、そのしわ寄せが被災者に行く。		
		Ｖ２エ Ⅵ２ウ	*市町村及び県の他の地方公共団体への応援要請に関し規定することとする。*
		Ｖ３ア Ⅵ３ア	*市町村及び県の被災者の支援に係る人員又は物資の適切な配分及び活用に関し規定することとする。*
山平委員	受援力を高める具体的な方法として、民間企業と連携し、有事の際は物流事業者のシステムを活用する方法がある。	Ⅱ３（３）	物資の輸送及びこれに関連する事業に従事する者は、避難生活に必要な物資等の輸送に協力するよう努めなければならないこととする。
吉田委員	医療、福祉、物流、建設、（ガソリン、タクシー、金融、情報）など地域機能を支える重要産業については重点的な取組が必要ではないかと考える。	Ⅱ１（２）～（５） Ⅱ２（２）～（５） Ⅱ３（２）～（５）	*建設工事、物資の輸送、医療及び福祉事業並びにこれらに関連する事業に従事する者並びに社会福祉協議会及び災害中間支援組織について、全ての事業者に係る規定と別に項を分けて規定を設けることとする。*
吉田委員	災害発生前、災害発生直後、復旧復興段階の３段階もしっかり捉えるべきと思う。一連の流れを支える構造とすることで命を守るだけでなく暮らしと地域経済を立て直すところまで視野に入れたものになると考えている。	Ⅰ３（１）	全ての県民は、その居住する地域が被災した場合には、地域社会の再生を図る行動に努めなければならないこととする。
		Ⅱ３（１）	全ての事業者は、その所在する地域が被災した場合には、地域社会の再生が図られるよう、事業の継続又は早期の復旧に努めなければならないこととする。
吉田委員	各主体の役割を定めるだけでなく、関係者が連携して取り組むという考え方をもう一歩明確に位置づけても良いと考えている。	総則３ウ	多様な主体による災害から自らの生命及び身体を自ら守り、相互に助け合って地域の安全を守る取組並びに県、市町村等による防災の施策が一体的かつ効果的に行われるよう、適切な役割分担に基づく協働を推進すること。
池田アドバイザー	消防団についても書き入れて欲しい。消防団員数が減ってきており、こういうものが欠けていくと初期救助、初期消火に支障が出るため、消防団員の加入促進が必要である。	Ⅰ１キ	自主防災組織及び消防団の活動並びに消防団への入団について理解を深めること。
		Ⅱ１（１）キ	自主防災組織及び消防団の活動並びに従業員の消防団への入団について理解を深めること。
		Ⅲ１エ	児童生徒等が自主防災組織及び消防団の活動について理解を深めるよう促すこと（大学等にあっては、消防団員とし

			て活動する学生に対し適切な就学上の配慮を行うこと。）。
		Ｖ１サ	消防機関の体制を適切に整備するとともに、消防団員の加入の促進その他消防団の充実強化に必要な措置を講ずること。
		Ⅵ１サ	消防団員の加入の促進その他消防団の充実強化に必要な措置を講ずること。
池田アドバイザー	広域応援についても条例の中では必要かと思う。受援体制については、応援者の配置と県プロパー職員との仕事の切り分けをしっかりやっていかなければならないと思う。	Ｖ１ク Ⅵ１キ	*市町村及び県の受援体制の整備に関し規定することとする。*
		Ｖ２エ Ⅵ２ウ	*市町村及び県の他の地方公共団体への応援要請に関し規定することとする。*
		Ｖ３ア	被災者の支援に係る人員又は物資（ボランティア、特定非営利活動法人又は他の地方公共団体等から受け入れたものを含む。Ⅵ３アにおいて同じ。）の適切な配分及び活用により行政機能を維持し、又は早期に復旧すること。
		Ⅵ３ア	被災者の支援に係る人員又は物資の適切な配分及び活用により行政機能を維持し、又は早期に復旧すること。
池田アドバイザー	災害直接死だけでなく、災害関連死ゼロも目指して欲しい。	総則３エ	人身被害（災害に伴う環境の変化に起因する死亡又は心身の障害を含む。）を発生させないことを目指し、人の生命及び身体を最も優先して保護するとともに、被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
池田アドバイザー	「事業者」も一括りではなく、災害対策のプレイヤーとなる事業者（医療・福祉施設）、助けを求めなければならない事業者（運送、交通、建設）、その他の事業者の３つほどに分かれると考えている。	Ⅱ１（２）～（５） Ⅱ２（２）～（５） Ⅱ３（２）～（５）	*建設工事、物資の輸送、医療及び福祉事業並びにこれらに関連する事業に従事する者並びに社会福祉協議会及び災害中間支援組織について、全ての事業者に係る規定と別に項を分けて規定を設けることとする。*
池田アドバイザー	特に建設事業者は、道路啓開のための重機を扱うことができるため連携が重要となる。	Ⅱ１（２）ア	災害の発生に備え、災害時におけるがれきの撤去又は運搬、道路の啓開その他住民の避難並びに救出及び救助に必要な活動について理解を深めること。

		Ⅱ１(２)イ	日常的に、自らが営む事業に係る資材及び機材を確保し、並びにそれらを点検すること。
		Ⅱ２(２)	建設工事又は物資の輸送及びこれらに関連する事業に従事する者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、地域の要請に応じ、がれき等の撤去又は運搬、道路の啓開その他住民の避難並びに救出及び救助に必要な活動に協力するよう努めなければならないこととする。
池田アドバイザー	事業者の中に医療、福祉事業者を読むのは無理があると思う。災害対策のプレイヤーであるので、分けた方が良いのではないか。	Ⅱ１(３) Ⅱ２(３) Ⅱ３(４)	*医療及び医療に関連する事業に従事する者について、全ての事業者に係る規定と別に項を分けて規定を設けることとする。*
		Ⅱ１(４) Ⅱ２(４) Ⅱ３(５)ア Ⅱ３(５)イ	*福祉事業及び福祉事業に関連する事業に従事する者について、全ての事業者に係る規定と別に項を分けて規定を設けることとする。*
池田アドバイザー	情報伝達の多重化、防災ＤＸについても検討してもらいたい。	総則３イ	人口の減少、高齢化の進展その他の社会情勢の変化を踏まえ、地域のコミュニティの維持に係る取組と一体的に推進するとともに、積極的に情報通信技術を活用すること。
池田アドバイザー	人口減少の中での集落の維持について議論を行っておき、常日頃コンセンサスを住民との間で得ておかないと大規模災害後のまちづくりが進まないと思うので、そのようなことも理念として入れ込んでもらえればと思う。	総則３イ	人口の減少、高齢化の進展その他の社会情勢の変化を踏まえ、地域のコミュニティの維持に係る取組と一体的に推進するとともに、積極的に情報通信技術を活用すること。
		Ⅳ１カ	ア～オに掲げる行動が継続的に行われるよう、地域のコミュニティ機能の維持及び強化を図ること。